

栃木市生涯学習振興計画【概要版】



栃木市マスコットキャラクターとち介

平成 27 年度～平成 34 年度
(2015 年度～2022 年度)

生き生きと学び、
人づくり・まちづくりに参画する生涯学習の推進

だれもが学びたいときに学ぶことができ、学んだ成果が適切に評価され、生かすことができる生涯学習社会の実現を目指すとともに、生涯学習活動を通じて市民が自ら成長し、地域を支えられる人となることで、より良いまちづくりを進めていくことを目標とします。



平成 27 年 3 月

栃木市教育委員会

基本施策 I

生涯学習環境の充実



- 市民の主体的な学習を支援するため、生涯学習ネットワークを構築します。
- 市民にとって利用しやすい施設を目指し、その充実に努めます。

I-1 生涯学習ネットワークの構築

市民の学習を支援する環境の充実を図るため、とちぎ未来アシストネット事業を足掛かりに、各地域における人と人・団体・施設等が連携協力するような体制の構築に努めます。

【具体的な方策】

- (1)とちぎ未来アシストネットの構築
- (2)学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進
- (3)社会教育施設間の連携・協力体制の充実
- (4)高等教育機関・NPO・民間団体等の活動支援と連携強化
- (5)生涯学習推進体制の充実



I-2 社会教育施設の充実

生涯学習の拠点となる社会教育施設の計画的な整備を行い、利用者にとって使いやすい施設の管理に努めます。

また、公民館等については、施設利用者の立場に立った運営を心がけ、利便性の向上を図るとともに、地域の意見を積極的に取り入れながら、それぞれの特色を生かした魅力ある学習プログラムの企画や、地域住民やボランティア・企業等と連携した運営に努めます。

【具体的な方策】

- (1)社会教育施設の充実
- (2)社会教育施設の利便性の向上



とちぎ未来 アシストネット の構築

“地域ぐるみで子どもたちの「生きる力」を育むこと”を核に、学校・家庭・地域の連携を充実させることにより、「学校における教育活動の充実」「社会教育における成果の活用の充実」「家庭教育支援の環境の充実」「地域コミュニティの再構築・地域の絆づくり」等を進めることが、とちぎ未来アシストネットの構築です。

これにより、生涯学習を基盤とした社会における“ふるさとの風土で育む人づくり・まちづくり”的実現を栃木市は目指しています。



とちぎの輝ける未来へ



ふるさとの風土で育む人づくり・まちづくり

生涯学習を基盤とした社会

地域コミュニティの再構築・地域の絆づくり

学校における
教育活動の充実

社会教育における
成果の活用の充実

家庭教育支援の
環境の充実

とちぎ未来アシストネット

家庭

地域ぐるみで育む
「生きる力」

地域

ボランティアによる
協働・参画

一人一人の
生き生きとした学び



地域の教育力

とちぎ未来アシストネットとは…

学校における子どもたちの学習支援等のために、多くの地域住民がボランティア（「読み聞かせ」「体験活動の支援」「庭木の手入れ」等）として活躍することを促し、また子どもたちが、地域の活動等に多く参加・参画できるように働きかける教育システムです。

現在、このシステム構築のため、市内小中学校に「学校コーディネーター（学校職員）」、地域に「地域コーディネーター（地域住民）」を配置し、連携して学校や地域でのボランティア活動を支援しています。また各地域の公民館に、推進支援組織も設置しています。



基本施策Ⅱ

生涯学習機会の充実



- ・地域の実情に応じた学習機会の提供や、学習成果を活用する場の提供に努めます。
- ・社会生活に必要な家庭・青少年・人権等の社会教育について、その充実に努めます。

Ⅱ-1 市民の学習機会の充実

市民のニーズや社会の要請を的確にとらえた学習機会を提供するとともに、学習した成果を地域や社会に還元する仕組みづくりの強化に努めます。

【具体的な方策】

- (1)市民のライフステージに応じた学習機会の充実
- (2)社会の要請に対応した学習機会の充実
- (3)学習成果を生かす機会の充実



Ⅱ-2 家庭教育支援の推進

親子の育ちを支援する学習機会の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携により、地域ぐるみで子どもたちを育むための支援体制の構築に努めます。

【具体的な方策】

- (1)家庭教育支援の学習機会の充実
- (2)地域の子育て支援体制の構築
- (3)家庭教育相談体制の構築
- (4)啓発活動の充実



Ⅱ-3 青少年教育の推進

青少年教育に関わる学習機会や体験活動事業の充実を図り、その支援体制の構築に努めます。

また、若者が社会に关心を持ち、自分らしく生きようとする心を持つための社会参画を促進することに努めます。

【具体的な方策】

- (1)体験活動の充実
- (2)青少年教育に携わる社会教育関係団体等への支援
- (3)若者の社会参画促進に関する居場所づくりの支援



Ⅱ-4 青少年健全育成の推進

学校・家庭・地域・関係機関が一体となった青少年の健全育成を目指し、その中心となる指導者の養成を図るために講演会や研修会を実施します。

また、補導活動等を実施し、地域で子どもたちを見守る環境づくりに努めます。

【具体的な方策】

- (1)青少年育成指導者の養成
- (2)青少年非行防止活動の実施



Ⅱ-5 社会教育における人権教育の推進

市民への効果的な人権教育の推進を図るため、学校・家庭・地域の連携による多世代交流を通じた人権教育や工夫した人権講座の開設等を行い、市民の人権意識の向上に努めます。

また、研修による人権教育指導者の養成を図り、地域における人権教育の充実に努めます。

【具体的な方策】

- (1)効果的な人権教育講座の工夫
- (2)人権教育指導者の養成



Ⅱ-6 読書環境の充実

図書館サービスの充実や学びのための相談体制の充実を図り、市民が広く読書に親しめる環境づくりに努めます。

また、小中学校をはじめとする教育機関との連携・協力体制の充実を図るとともに、地域と連携したボランティアによる読み聞かせ講座の開催等、集会活動の充実に努めます。

【具体的な方策】

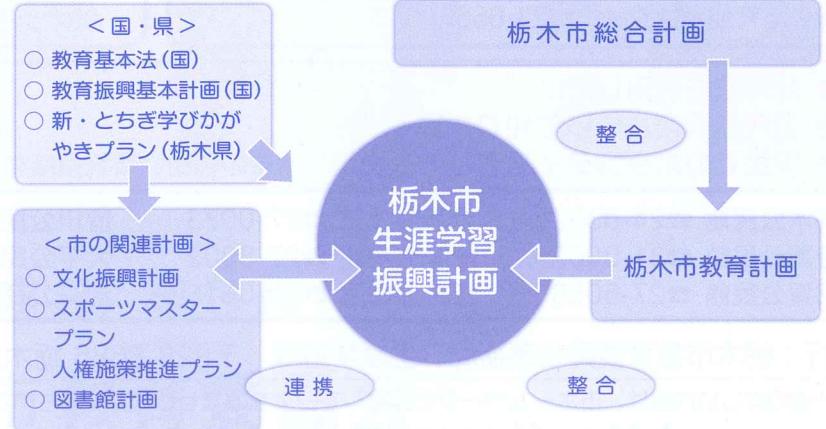
- (1)図書館サービスの充実
- (2)学校・地域と連携した読書機会の充実



栃木市生涯学習振興計画の位置づけ

本計画は、栃木市総合計画の教育行政分野の計画である栃木市教育計画における基本施策「生涯学習の充実」を具体的に推進するための行動計画として定めました。

生涯学習の推進にあたっては、国・県の関連法令・関連計画を参考のうえ、本市で策定された文化・スポーツ・人権等他の関連計画との関係性についても十分考慮し、連携を図ります。





本計画に関する用語説明

子どもたちの「生きる力」

平成20年に改訂された学習指導要領（学校での指導内容を国が示したもの）において、「次世代を担う子どもたちが、これから社会において必要となる「生きる力」を身に付けてほしい。」と明記されました。

具体的には、以下のようなこととされています。

- 基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に対応し、解決する力
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるために健康や体力など

学校・家庭・地域の連携

平成18年の教育基本法改正において、その第13条に「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」と定められ、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを育てるこの重要性が謳われました。

本市では、とちぎ未来アシストネットの構築により市民の学びを支援し、地域の教育力を高め、その教育力を生かして未来を担う子どもたちの「生きる力」を育むことを進めています。

また、その過程において繋がる学校・家庭・地域の連携を「地域の絆づくり」にも生かしています。

生涯学習を基盤とした社会

平成18年の教育基本法改正において、その第3条に「生涯学習の理念」として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と定められています。

本市では、市民一人一人が進んで学んだ成果が、輝ける未来への“人づくり・まちづくり”に活用されるような社会を「生涯学習を基盤とした社会」と捉え、その実現を目指しています。

ボランティアの価値

平成7年1月に阪神・淡路大震災が発生した際に、大勢の若者が被災地に集まり、復興ボランティアとして活躍しました。このことは、国内においてボランティア活動の価値が社会的に認知されたきっかけとなりました。

現在、その価値は“支援を受けた人も、活動を行った本人にとっても有益であるという考え方”や“活動に参加した人を変容させるメリットがあるという視点”から「学びとしてのボランティア」と発展して捉えられています。

本市では、この「学びとしてのボランティア」を推奨した生涯学習の振興を図っています。

生涯学習の相談窓口

- ◆講座や講演会の情報を知りたい
- ◆講座や学習会の講師を紹介してほしい
- ◆生涯学習ボランティアをしてみたい
(自主企画講座の開催、学習活動のお手伝いなど)

生涯学習課 ☎21-2486

- ◆資料や情報を見つけたい

栃木図書館 ☎22-3542	大平図書館 ☎43-5234
藤岡図書館 ☎62-4889	都賀図書館 ☎28-0806
西方館 ☎92-2512	岩舟館 ☎54-1900

- ◆読み聞かせボランティアをしたい

栃木図書館 ☎22-3542

- ◆公民館を利用したい
- ◆公民館講座について知りたい
- ◆学校でのボランティアをしてみたい（授業の補助、環境整備など）

栃木公民館 ☎24-0352	大宮公民館 ☎27-0073
寺尾公民館 ☎31-0002	国府公民館 ☎27-3002
都賀公民館 ☎27-5050	西方公民館 ☎92-0316

皆川公民館 ☎22-1812	吹上公民館 ☎31-1792
大平公民館 ☎43-5231	藤岡公民館 ☎62-4321
岩舟公民館 ☎55-2500	

発行：栃木市教育委員会事務局 生涯学習課 ☎328-8686 栃木県栃木市万町9番25号 ☎0282-21-2486

※計画の詳しい内容は、市ホームページで公開していますのでぜひご覧ください。

<http://www.city.tochigi.lg.jp/>

栃木市生涯学習振興計画

検索

